訪問看護、介護予防訪問看護　重要事項説明書

＜　　年　月　日 現在＞

この「重要事項説明書」は、京都市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規定に基づき、指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

１　訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	京都Ｙ＆Ｉ株式会社
代　表　者　名	寺石　裕
所在地・連絡先	（住所）　〒607-8301 大阪府枚方市招提南町1-47-1フォレ招提110号室 （電話）　072-864-5385 （FAX）　072-864-5386

２　事業所の概要

⑴　事業所名称及び事業所番号

事業所名	ゆうあい山科訪問看護ステーション
所在地・連絡先	（住所）　〒607-8145 京都府京都市山科区東野八反畑町58 東野第一グリーンハイツ山科601号 （電話）　075-591-9922 （FAX）　075-591-9955
事業所番号	２６６４１９０２５９
管理者の氏名	勝村　真佐美
事業の目的	京都Ｙ＆Ｉ株式会社が設置する ゆうあい山科訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護［指定介護予防訪問看護］事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護［指定予防訪問看護］の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護［指定介護予防訪問看護］の提供を確保することを目的とする。

指定訪問看護の運営の方針	1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 6 前5項のほか、京都市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する内容を遵守し、事業を実施するものとする。
指定介護予防訪問看護運営の方針	1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替えサービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。 6 前5項のほか、京都市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的

	な支援の方法に関する内容を遵守し、事業を実施するものとする。

⑵　事業所の職員体制

職	業務内容	人員数
管理者	1　主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2　訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3　従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤　１名
看護師等	1　指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書（准看護師を除く）を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2　主治の医師の指示に基づく訪問看護計画書の作成を行うとともに（准看護師を除く）利用者等への説明を行い同意を得ます。 3　利用者へ訪問看護計画書を交付します。 4　指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画書の変更を行います。 5　利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6　訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護のサービスを適切な技術をもって行い提供します。 7　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 9　訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	2.5名以上（常勤換算含む）

⑶　通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都府京都市（山科区、伏見区、東山区）・京都府宇治市・京都府京田辺市

⑷　営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	９：３０～１７：３０
営業しない日	日曜日・祝日　12月30日～1月3日、8月13日～8月15日

※但し、電話にて２４時間連絡対応可能

３　サービスの内容

（1）提供するサービスの内容について

（介護予防）訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）訪問看護計画を作成します。
（介護予防）訪問看護の提供	①病状や障害の観察を行います。
	②清拭、洗髪などをして清潔にします。
	③食事及び排泄などの日常生活のお世話をします。
	④床ずれの予防や処置をします。
	⑤リハビリテーションをします。
	⑥ターミナルケアをします。
	⑦療養生活や介護方法の指導をします。
	⑧カテーテルなどの管理をします。
	⑨その他、医師の指示による医療処置をします。

（2）看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

４　費用

【料　金　表】

(1)－1　介護保険給付対象サービス　（訪問看護・介護予防訪問看護）

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の１割から３割（被保険者証に記載の状態区分）が利用者様の負担額となります。

※上段：看護師　　下段：准看護師

サービスの内容（提供時間）	サービス利用料金	利用者負担	利用者負担	利用者負担
		1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	3,359円	336円	672円	1,008円
	3,028円	303円	606円	909円
20分未満（早朝・夜間） ※6：00～8：00、18：00～22：00	4,205円	421円	841円	1,262円
	3,787円	379円	758円	1,137円
20分未満（深夜） ※22：00～翌6：00	5,039円	504円	1,008円	1,512円
	4,536円	454円	908円	1,361円
30分未満	5,039円	504円	1,008円	1,512円
	4,536円	454円	908円	1,361円
30分未満（早朝・夜間） ※6：00～8：00、18：00～22：00	6,302円	631円	1,261円	1,891円
	5,671円	568円	1,135円	1,702円
30分未満（深夜） ※22：00～翌6：00	7,564円	757円	1,513円	2,269円
	6,805円	681円	1,361円	2,042円
30分以上1時間未満	8,806円	881円	1,762円	2,642円
	7,928円	793円	1,586円	2,379円
30分以上1時間未満（早朝・夜間） ※6：00～8：00、18：00～22：00	11,010円	1,101円	2,202円	3,303円
	9,908円	991円	1,982円	2,973円
30分以上1時間未満（深夜） ※22：00～翌6：00	13,214円	1,322円	2,643円	3,965円
	11,898円	1,190円	2,380円	3,570円
1時間以上1時間30分未満	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円
	10,860円	1,086円	2,172円	3,258円
1時間以上1時間30分未満（早朝・夜間） ※6：00～8：00、18：00～22：00	15,087円	1,509円	3,018円	4.527円
	13,578円	1,358円	2,716円	4,074円
1時間以上1時間30分未満（深夜） ※22：00～翌6：00	18,104円	1,811円	3,621円	5,432円
	16,296円	1,630円	3,260円	4,889円

(1)－1　介護保険給付対象サービス　（訪問看護・介護予防訪問看護）

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の１割から 3 割（被保険者証に記載の状態区分）が利用者様の負担額となります。

※上段：看護師　　下段：准看護師

サービスの内容（提供時間）	サービス利用料金	利用者負担	利用者負担	利用者負担
		1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	3,242円	325円	649円	973円
	2,921円	293円	585円	877円
20分未満（早朝・夜間） ※6：00～8：00、18：00～22：00	4,055円	406円	811円	1,217円
	3,648円	365円	730円	1,095円
20分未満（深夜） ※22：00～翌6：00	4,868円	487円	974円	1,461円
	4,387円	439円	878円	1,317円
30分未満	4,825円	483円	965円	1,448円
	4,344円	435円	869円	1,304円
30分未満（早朝・夜間） ※6：00～8：00、18：00～22：00	6,034円	604円	1,207円	1,811円
	5,435円	544円	1,087円	1,631円
30分未満（深夜） ※22：00～翌6：00	7,243円	725円	1,449円	2,173円
	6,516円	652円	1,304円	1,955円

30分以上1時間未満	8,495円	850円	1,699円	2,549円
	7,650円	765円	1,530円	2,295円
30分以上1時間未満（早朝・夜間） ※6：00～8：00、18：00～22：00	10,625円	1,063円	2,125円	3,188円
	9,565円	957円	1,913円	2,870円
30分以上1時間未満（深夜） ※22：00～翌6：00	12,743円	1,275円	2,549円	3,833円
	11,481円	1,149円	2,297円	3,445円
1時間以上1時間30分未満	11,673円	1,167円	2,335円	3,499円
	10,496円	1,050円	2.100円	3,149円
1時間以上1時間30分未満（早朝・夜間） ※6：00～8：00、18：00～22：00	14,584円	1,459円	2,917円	4,376円
	13,118円	1,312円	2,624円	3,936円
1時間以上1時間30分未満（深夜） ※22：00～翌6：00	17,494円	1,750円	3,499円	5,249円
	15,750円	1,575円	3,150円	4,725円

（定期巡回）訪問看護

サービスの内容（提供時間）	サービス利用料金	利用者負担 1 割負担	利用者負担 2 割負担	利用者負担 3 割負担
定期巡回訪看	30,230 円	3,023 円	6,046 円	9,069 円
定期巡回訪看・日割	1010 円	101 円	202 円	303 円

（理学療法士等による訪問）訪問看護

サービスの内容（提供時間）	サービス利用料金	利用者負担 1割負担	利用者負担 2割負担	利用者負担 3割負担
1回　20分	3,145円	315円	629円	944円
2回　40分	6,291円	629円	1,259円	1,888円
3回　60分	8,474円	848円	1,695円	2,543円

（理学療法士等による訪問）介護予防訪問看護

サービスの内容（提供時間）	サービス利用料金	利用者負担 1割負担	利用者負担 2割負担	利用者負担 3割負担
1回　20分	3,038円	304円	608円	912円
2回　40分	6,077円	608円	1,216円	1,824円
3回　60分	4,558円	456円	912円	1,368円

理学療法士等が利用開始日の属する月から 12 月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき 5 単位を減算する。

（介護保険加算）

内　　容	サービス利用料金	利用者負担1割負担	利用者負担2割負担	利用者負担3割負担	算定回数等
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6,420円	642円	1,284円	1,926円	1月に1回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	6,141円	615円	1,229円	1,843円	1月に1回
特別管理加算（Ⅰ）	5,350円	535円	1,070円	1,605円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	2,675円	268円	535円	803円	1月に1回
ターミナルケア加算	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円	死亡月につき
初回加算（Ⅰ）	3,745円	375円	749円	1,124円	初回のみ
初回加算（Ⅱ）	3,210円	321円	642円	963円	初回のみ
退院時共同指導加算	6,420円	642円	1,284円	1,926円	1回あたり
複数名訪問看護加算	2,717円	272円	544円	816円	1回あたり（30分未満）
	4,301円	431円	861円	1,291円	1回あたり（30分以上）
長時間訪問看護加算	3,210円	321円	642円	963円	1回あたり
訪問看護サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	64円	7円	13円	20円	1月に1回

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急訪問を必要に応じて行う場合に算定します。

※特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは１日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸を使用している状態

ロ　急性憎悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同生活指導加算を算定する場合は算定しません。

初回加算（Ⅰ）　新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院した日に訪問事業所の看護師が初回の訪問看護を実施した場合に算定

初回加算（Ⅱ）　新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初日の訪問看護を実施した場合に算定

（Ⅰ）（Ⅱ）は同時算定不可

※退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等との連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また、初回加算を算定する場合は算定しません。

※複数名訪問加算は、複数の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により１人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に算定します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、１回の時間が１時間 30 分を超える訪問看護を行った場合（利用者の身体的理由により２人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の（介護予防）訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護職員等処遇改善加算に伴う利用料

一 趣旨

当事業所は、介護職員等の賃金改善や職場環境の整備を目的とした「介護職員等処遇改善加算」を令和８年６月分より算定します。

これに伴い、訪問看護サービスの利用料金が変更となります。

二 加算の内容

介護保険法に基づき算定される「介護職員等処遇改善加算」を、当事業所が指定権者へ計画書を届出のうえ算定するものです。

三 利用者負担額への影響

対象サービス：訪問看護

算定開始月：令和８年６月サービス提供分より

算定する加算：介護職員等処遇改善加算

算定区分：介護職員等処遇改善加算（〇）

加算率：1.8%

利用者負担：利用回数、負担割合、他加算の算定状況により変動します

四 その他

本加算により得られた収入は､訪問看護に従事する職員の処遇改善および職場環境の整備のために充てます。

加算の取得状況や賃金改善の内容については､関係法令および行政の指導に基づき適切に公表・説明を行います。

・ 地域区分別の単価（5 級地　10.70 円）を含んでいます。
・ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額いったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住いの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）があります。その場合、利用者様は１ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(1) －2　医療保険給付対象サービス

※利用者様負担割合は１割から３割（被保険者証に記載の状態区分）の方の料金です。

（訪問看護基本療養費）

サービスの内容（提供時間）	サービス利用料金	利用者負担 1割負担	利用者負担 2割負担	利用者負担 3割負担	算定回数等
1回（標準：30分以上1時間30分未満）正看護師・ＰＴ・ＯＴ	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日目まで
	6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降
1回（標準：30分以上1時間30分未満）准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円	週3日目まで
	6,050円	605円	1,210円	1,815円	週4日目以降

（同一建物居住者への訪問）

サービスの内容（提供時間）	サービス利用料金	利用者負担1割負担	利用者負担2割負担	利用者負担3割負担	算定回数等
同一日に3人以上 正看護師・ＰＴ・ＯＴ	2,780円	278円	556円	834円	週3日目まで
	3,280円	328円	656円	984円	週4日目以降
同一日に3人以上 准看護師	2,530円	253円	506円	759円	週3日目まで
	3,030円	303円	606円	909円	週4日目以降

（訪問看護管理療養費）

サービスの内容	サービス利用料金	利用者負担1割負担	利用者負担2割負担	利用者負担3割負担	算定回数等
主治医への計画書・報告書提出及び、計画的な管理の継続	7,670円	767円	1,534円	2,301円	月の初日訪問
	(イ)3,000円 (ロ)2,500円	300円 250円	600円 500円	900円 750円	月の2日目以降の訪問の場合

（イ） 特掲診療費の施設基準等別表の七、八に該当する者への訪問看護について相当な実績をすること

（ロ） 精神科訪問看護基準療養費を算定する利用者のうち GAF 尺度による判定が 40 以下の利用者の数が月に 5 以上であること

（精神科訪問看護基本療養費）（Ⅰ）

サービスの内容（提供時間）	サービス利用料金	利用者負担1割負担	利用者負担2割負担	利用者負担3割負担	算定回数等
30分未満 正看護師	4,250円	425円	850円	1,275円	週3日目まで
	5,100円	510円	1,020円	1,530円	週4日目以降
30分以上 正看護師	5,550円	555円	1,110円	1,665円	週3日目まで
	6,550円	655円	1,310円	1,965円	週4日目以降
30分未満 準看護師	3,870円	387円	774円	1,161円	週3日目まで
	4,720円	472円	944円	1,416円	週4日目以降
30分以上 準看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円	週3日目まで
	6,050円	605円	1,210円	1,815円	週4日目以降

（精神科訪問看護基本療養費）（Ⅲ）（同一建物居住者への訪問看護）

サービスの内容（提供時間）	サービス利用料金	利用者負担1割負担	利用者負担2割負担	利用者負担3割負担	算定回数等
30分未満 正看護師	2,130円	213円	426円	639円	週3日目まで
	2,550円	255円	510円	765円	週4日目以降
30分以上 正看護師	2,780円	278円	556円	834円	週3日目まで
	3,280円	328円	656円	984円	週4日目以降
30分未満 準看護師	1,940円	194円	388円	582円	週3日目まで
	2,360円	236円	472円	708円	週4日目以降
30分以上 準看護師	2,530円	253円	506円	759円	週3日目まで
	3,030円	303円	606円	909円	週4日目以降

（医療保険加算）

内　　容	サービス利用料金	利用者負担 1割負担	利用者負担 2割負担	利用者負担 3割負担	算定回数等
24時間対応体制加算（24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合）	6,800円	680円	1,360円	2,040円	1月に1回
24時間対応体制加算（上記以外の場合）	6,520円	652円	1,304円	1,956円	1月に1回
訪問看護情報提供療養費加算	1,500円	150円	300円	450円	1月1回に限り
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	750円	1月に1回
ターミナルケア療養加算	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（死亡月につき）
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	1回あたり
夜間・早朝・深夜訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円	夜間･早朝(1回あたり)
	4,200円	420円	840円	1,260円	深夜（1回あたり）
複数名訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円	正看護師･ＰＴ･ＯＴ（週に１回あたり）
	3,800円	380円	760円	1,140円	准看護士（週に1回あたり）
	3,000円	300円	600円	900円	看護補助者
難病等複数回訪問加算	4,500円	450円	900円	1,350円	1日に2回
	8,000円	800円	1,600円	2,400円	1日に3回以上
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	初回訪問時
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	1回あたり
退院時支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日翌日以降の初回訪問時
緊急時訪問看護加算	2,650円	265円	530円	795円	月14日目まで､1日1回に限り
	2,650円	265円	530円	795円	月15日目以降､1日1回に限り
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	1月に1回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	1月2回に限り

精神科複数回訪問加算	4,500円	450円	900円	1,350円	1日に2回
	8,000円	800円	1,600円	2,400円	1日に3回
精神科重症患者早期集中支援管理連携加算（イ）	8,400円	840円	1,680円	2,520円	1月1回に限り
精神科重症患者早期集中支援管理連携加算（ロ）	5,800円	580円	1,160円	1,740円	1月1回に限り
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780円	78円	156円	234円	1月1回に限り
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円	1月1回に限り

（イ） 以下の両方に該当する利用者

（ロ） 以下のいずれかに該当する利用者

・1年以上の入院歴を有する者、措置入院または緊急措置入院を経て退院した患者であって、都道府県等が精神障害者の退院後支援に関する指針を踏まえて作成する退院後支援計画に関する計画に基づく支援期間にある患者または入退院を繰り返す者

・統合失調症、統合失調症型障害もしくは妄想性障害、気分（感情）障害または重度認知症の状態で、退院時または算定時における GAF 尺度による判定が 40 以下の者

（自費対応）

サービスの内容	利用者負担額	備　　考
エンゼルケア	12,000円	詳しくは、担当看護師にご相談下さい

(2)　キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は､次のキャンセル料をいただきます。
ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の２日前までに連絡があった場合	無　　料
利用日の前日に連絡があった場合	無　　料
利用日当日８時までに連絡がなかった場合	サービス利用料金の１００％

(3)　利用料等のお支払方法

毎月、２５日までに前月分の請求書を送付致します。
お支払い方法は、自動引き落とし又は、口座振込みでお願い致します。

※自動引き落としの場合

別途、口座振替依頼書による申し込みが必要となります。

※口座振込みの場合

下記の口座にお振込み下さい。

振込先：　京都中央信用金庫　西野山支店
普通預金口座（口座番号０３２５０６０）
口座名義　京都Ｙ＆Ｉ株式会社
※入金確認後、領収証を発行します。

５　サービス内容に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

・ ご相談及び苦情の内容について「相談、苦情受付書」を作成します。
・ 担当者が不在の場合、誰もが対応できるよう情報共有を図ると共に、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いています。
・ 苦情や相談があった場合は、利用者の状況を把握するために必要に応じ相談窓口担当者が訪問を実施し、状況の聞き取りや事情確認を行う。
・ 管理者は、各関係者に事実関係の確認を行い、把握した状況を各関係者と共に検討を行い時下の対応を決定する。

・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整行うと共に、入居者へ対応方法を含めた結果報告を行う。
・ 事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口の関係機関との協力により適切な対応方法を入居者の立場になって検討し対処します。

(2)　苦情申立の窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者　勝村　真佐美 ご利用時間　９：３０～１７：３０ 京都府京都市山科区東野八反畑町58 東野グリーンハイツ山科601号 ご利用方法　電話　０７５－５９１－９９２２ ＦＡＸ：０７５－５９１－９９５５ 面接（当事業所相談室）
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当	受付時間：月曜日～金曜日９：００～１２：００ １３：００～１７：００ 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内 電話番号：０７５－３５４－９０９０ ＦＡＸ　：０７５－３５４－９０５５
山科区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日９：００～１７：００ 京都府京都市山科区椥辻池尻町14-2 電話番号：０７５－５９２－３２９０ ＦＡＸ　：０７５－５９２－３１１０

伏見区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日９：００～１７：００ 京都府京都市伏見区鷹匠町39-2 電話番号：０７５－６１１－２２７８ ＦＡＸ　：０７５－６１１－１１４０
伏見区役所 深草支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日９：００～１７：００ 京都府京都市伏見区深草向畑町93-1 電話番号：０７５－６４２－３６０３ ＦＡＸ　：０７５－６４２－３２４０
伏見区役所 醍醐支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日９：００～１７：００ 京都府京都市伏見区醍醐大構町28 電話番号：０７５－５７１－６４７１ ＦＡＸ　：０７５－５７３－３７８５
東山区役所 深草支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日９：００～１７：００ 京都府京都市東山区清水5丁目130-6 電話番号：０７５－５６１－９１８７ ＦＡＸ　：０７５－５４１－８３３８
京都府宇治市役所 健康生きがい課	受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：１５ 京都府宇治市宇治琵琶33 電話番号：０７７４－２０－８７９３ ＦＡＸ　：０７７４－２１－０４０６
京都府京田辺市役所 健康福祉部高齢介護課	受付時間：月曜日～金曜日８：３０～１７：１５ 京都府京田辺市田辺80 電話番号：０７７４－６４－１３７３ ＦＡＸ：０７７４－６３－５７７７
大阪府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日９：００～１７：００ 大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通ＦＮビル　5階 電話番号：０６-６９４９-５４１８

６　緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、市区町村、当該利用者様の家族及び当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	病院名	
	所在地	
	担当医	
	電話番号	
居宅支援事業所	事業所名	
	所在地	
	担当介護支援専門員	
	電話番号	
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（　　）
	住　所	
	電話番号	
市町村窓口	部署名	京都市役所保険福祉局　保険福祉部 介護ケア推進部
	所在地	京都府京都市中京区下本能寺前町 500-1
	電話番号/ＦＡＸ番号	TEL：075(744)1153　FAX:075(213)2084
	受付時間	9:00～17:00（土・日・祝は休み）

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	人格権侵害保証・経済的損害保証・管理財物保証・事故対応費用保証・対人見舞費用保証・使用不能損害保証

7　担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア　相談担当者氏名	勝村　真佐美
	イ　連絡先電話番号	075-591-9922
	同ﾌｧｯｸｽ番号	075-591-9955
	ウ　受付日及び受付時間	月曜日～金曜日 ９：３０～１７：３０

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

8　サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護（要支援）認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」、介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

(4) サービス提供は「（介護予防）訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

９　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師（管理者）・勝村　真佐美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１０ 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は､利用者又はその家族の個人情報について｢個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他､電磁的記録を含む｡)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

１１ 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

１２ 心身の状況の把握

指定（介護予防）訪問看護の提供にあたっては、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境､他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

１３ 居宅介護支援事業者等との連携

① 指定（介護予防）訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者に送付します。

１４ サービス提供の記録

① 指定（介護予防）訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

② 指定（介護予防）訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供終了した日から５年間保存します。

③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

④ 提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

１５ 衛生管理等

① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② 指定（介護予防）訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

１６ 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏　名　　勝村　真佐美　　（連絡先：　０７５－５９１－９９２２　）

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月				円	円
火				円	円
水				円	円
木				円	円
金				円	円
土				円	円
日				円	円

１週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額	円	円

(3)　その他の費用

キャンセル料	重要事項説明書４－（2）記載のとおりです。

(4)　１か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から１ヵ月以内とします。

１７ 利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日：　　年　　月　　日

法　人　名　京都Ｙ＆Ｉ株式会社
法 人 住 所　大阪府枚方市招提南町 1-47-1 フォレ招提 110 号室
事 業 所 名　ゆうあい山科訪問看護ステーション　　印
事業所番号　２６６４１９０２５９
事業所住所　京都府京都市山科区東野八反畑町 58
東野第一グリーンハイツ山科 601 号

説明者　　職 名　看護師

氏 名　　印

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人　　住 所

氏 名　　印

（署名・法定）代理人　　住 所

氏 名　　印

続 柄　　（　　）